

三重県における 飲酒運転防止に関する取組



三重県

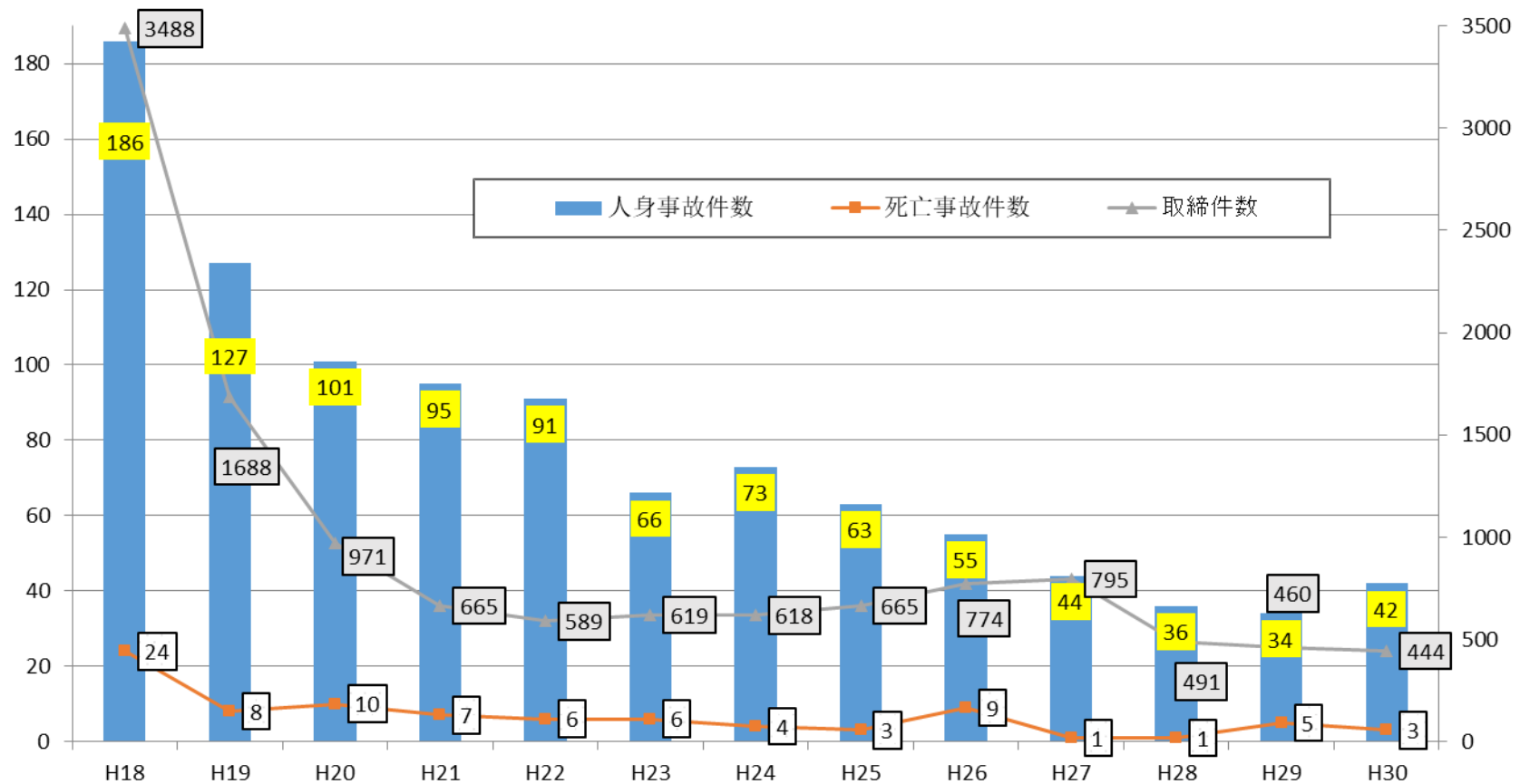
医療保健部健康づくり課

環境生活部くらし・交通安全課

- 1 三重県の飲酒運転の状況
- 2 三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例
- 3 アルコール依存症の受診義務
- 4 飲酒運転相談窓口
- 5 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る
医療機関の指定について
- 6 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果
- 7 課題及び改善策

1 三重県の飲酒運転の現状

三重県内の飲酒運転事故等の推移(平成18年～平成30年)



長期的には減少傾向にあるが依然として一定数発生

2 三重県飲酒運転0をめざす条例

(1) 目的

- ・飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにする。
- ・基本的計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に
関する受診義務その他必要な事項を計画的に推進し、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に資する。

(2) 施行日 平成25年7月1日

(3) 基本目標 飲酒運転事故件数

(4) 活動目標

ア ハンドルキーパー推進店の指定

イ 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

ウ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率

エ 飲酒運転違反者の受診率

※再発防止のために飲酒運転違反者には、アルコール依存症の受診義務が課されました。



3 アルコール依存症の受診義務

(1) 受診義務

飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に診断を受けた旨を報告しなければならない。

(2) 受診率

平成25年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
現状値	目標実績	目標達成状況	目標実績	目標達成状況	目標実績	目標達成状況	目標実績	目標達成状況	目標実績	目標達成状況
					46%		47%		48%	
	45.2%		43.7%		37.8%	0.82	42.0%	0.89	46.8%	0.98

※平成30年度は46.8%と過去最高の受診率となりました。

3 アルコール依存症の受診義務

○受診（勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	平成27年 7月15日 時点	平成28年 7月15日 時点	平成29年 7月15日 時点	平成30年 7月15日 時点	令和元年 7月15日 時点
通知書送付数 (前年同対比)	542件	744件 (+202件)	473件 (-271件)	436件 (-37件)	417件 (-19件)
受診報告数 (受診率)	203件 (37.5%)	269件 (36.2%)	150件 (31.7%)	150件 (34.4%)	161件 (38.6%)
勧告書送付数 (構成率)	254件 (46.9%)	362件 (48.7%)	230件 (48.6%)	282件 (64.7%)	250件 (60.0%)
受診報告数 (受診率)	42件 (16.5%)	56件 (15.5%)	29件 (12.6%)	33件 (11.7%)	34件 (13.6%)
合計報告数 (受診率)	245件 (45.2%)	325件 (43.7%)	179件 (37.8%)	183件 (42.0%)	195件 (46.8%)

4 飲酒運転相談窓口

(1) 概要

飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言指導で受診義務の履行を促しています。

(2) 相談員

1名

(3) 相談時間

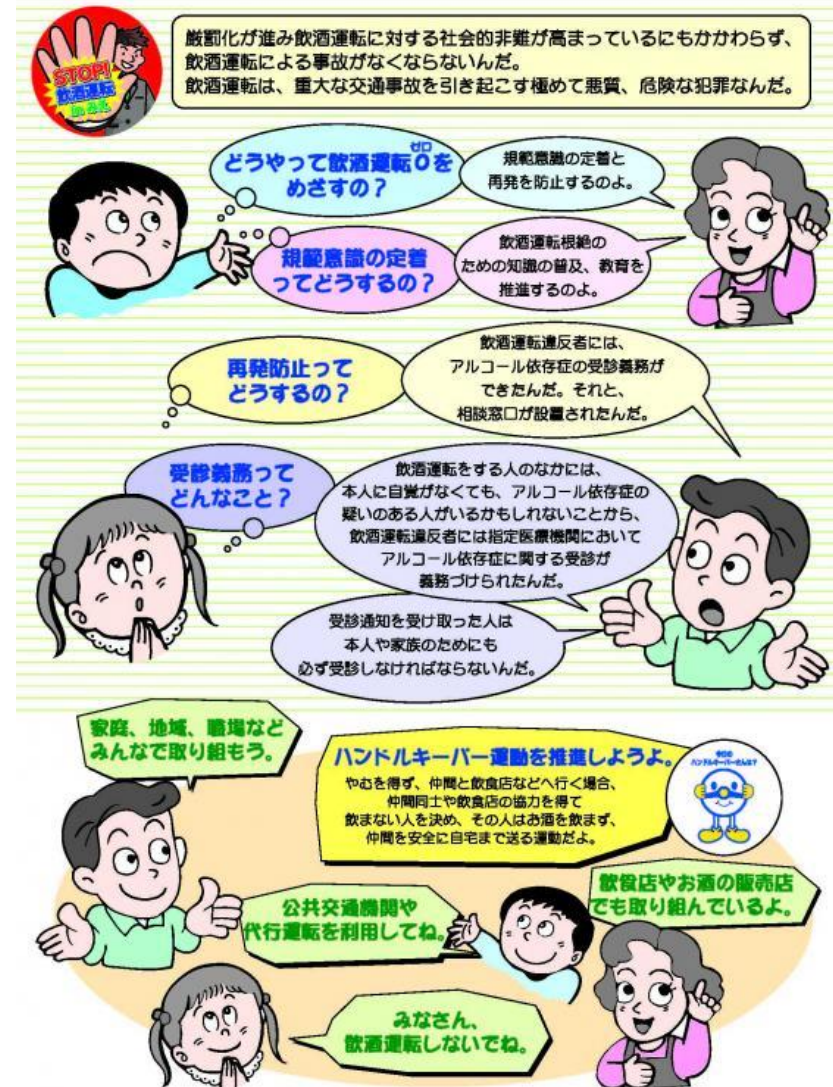
月～木 AM9:00～PM4:00

(4) 平成30年度相談実績

103件

(5) 主な相談内容

- ・ 罰則の有無
- ・ 運転免許証再取得への影響
- ・ 指定医療機関以外での受診可否



三重県アルコール健康障害対策推進計画(平成29年度～33年度)の概要

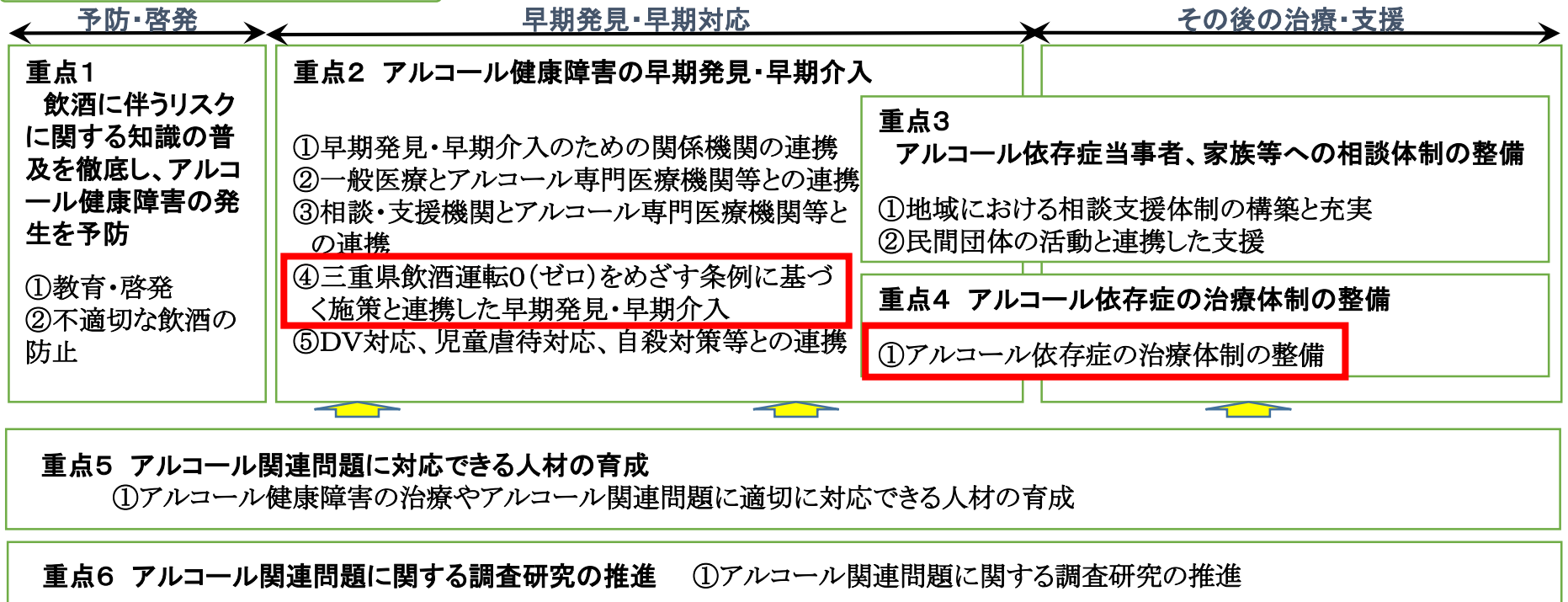
基本理念

アルコール健康障害に対する理解や支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします。

3つの基本方針

- ① アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します。
- ② アルコール健康障害当事者とその家族を支援します。
- ③ アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります。

6つの重点課題と具体的取組



計画の推進体制等

- 1) 県は、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。
- 2) 第1期の計画期間は、平成29年度から平成33年度までとします。
- 3) 計画を着実に推進するため、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会において、「計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Act)」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。

5 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例 に係る医療機関の指定について

【指定基準】

①から⑤のいずれかの要件を満たす医師が所属する医療機関

- ① 依存症専門外来を有しており、アルコール依存症治療プログラムの実施が可能である医療機関の精神保健指定医又は精神神経学会が指定する専門医
- ② アルコール依存症等の診断・専門治療に従事した期間が5年以上あり、アルコールに関する学会に所属している精神保健指定医
- ③ アルコール依存症等の診断・治療に従事した期間が5年以上であり精神神経学会が指定する専門医
- ④ 厚生労働省が実施する「アルコール依存症臨床医等研修 医師コース」の研修を受けた医師で、アルコール依存症等の診断・治療に従事している医師
- ⑤ 県が実施する指定研修を直近5年間に1回以上受講した医師(三重県医師会からの推薦を必要とする)

5 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る医療機関の指定について

【指定医療機関数】(R1.7.1時点)

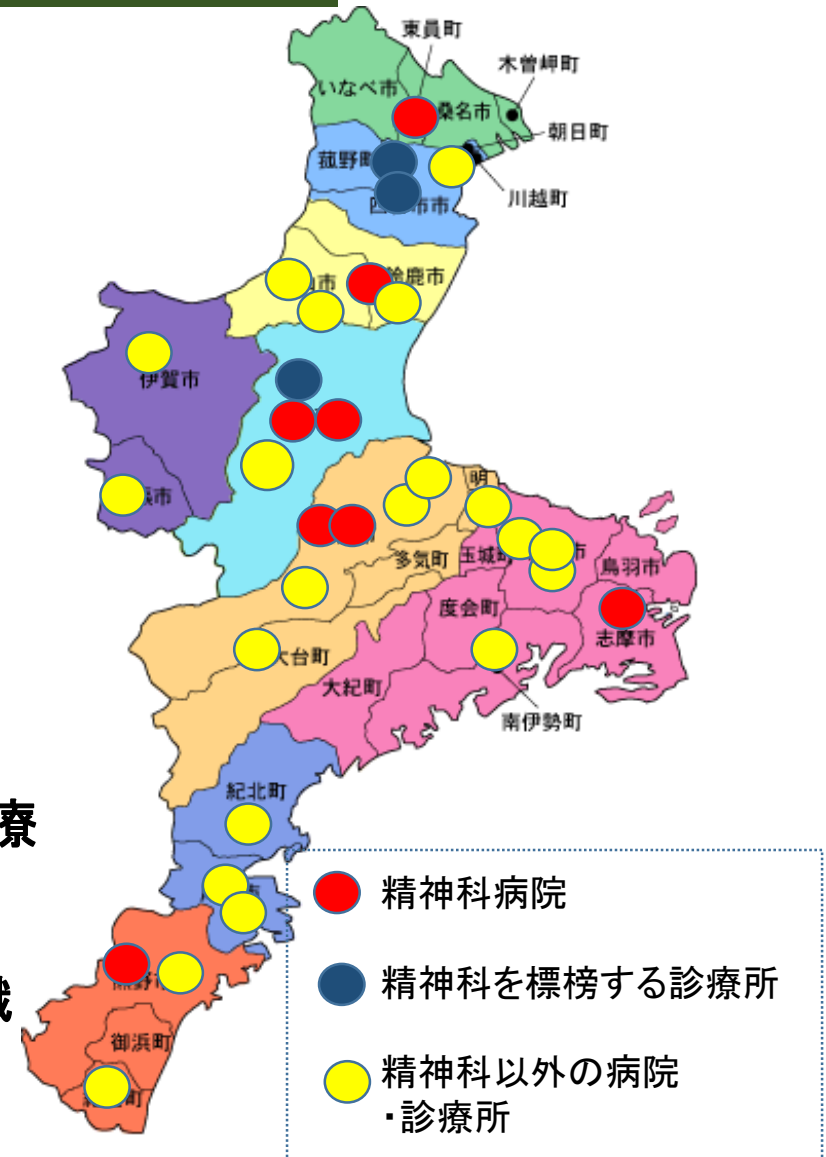
	施設数
精神科病院	9
精神科を標榜する診療所	3
精神科以外の病院・診療所	21
総計	33

【事業内容】

○医療機関の指定研修の開催（年1回・三重県医師会委託） 対象：県内医師

○指定医療機関の技術向上研修及び指定医療機関会議の開催（年1回）

対象：指定医療機関の医師、看護師、事務職員等



6 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果

【対象施設】指定医療機関35施設

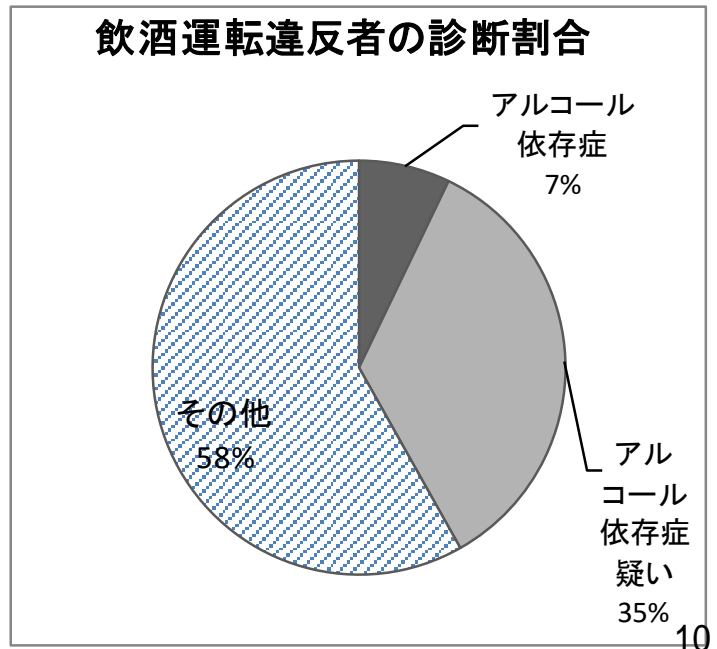
【調査対象機関】平成30年4月1日～12月31日

【回答数】18施設(回収率:51%)

【結果】

- 1 飲酒運転違反者の受診者数:98名
- 2 飲酒運転違反者による受診者の診断名

診断の状況		継続した治療や指導	
診断名	件数	(再掲)うち内科治療や断酒・節酒指導のため継続受診につながった件数	(再掲)うち専門医療機関への紹介件数
アルコール依存症	7	0	2
アルコール依存症疑い・アルコール乱用(疑いを含む)	34	1	3
その他	57	2	0



6 飲酒運転違反者の受診状況等調査結果

3 専門医療機関への紹介数: 5件

4 受診者1人あたりの診療時間

診察時間	施設数	割合
10分以上～20分未満	4	22%
20分以上～30分未満	2	11%
30分以上～40分未満	5	28%
40分以上	3	17%
未記入	4	22%

5 診察回数

診察回数	施設数	割合
1回	13	72%
2回	3	17%
未記入	2	11%

7 課題及び改善策

・飲酒運転人身事故件数は長期的には減少傾向にあるが依然として撲滅には至っていない。

- ・関係機関・団体と連携を密にした啓発活動
- ・飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかける研修会の開催
- ・アルコール依存症受診率の更なる上昇
- ・指定医療機関を増やし、受診しやすい環境の整備
- ・診察の質を担保するための研修会等の充実

7 課題及び改善策

診察の課題

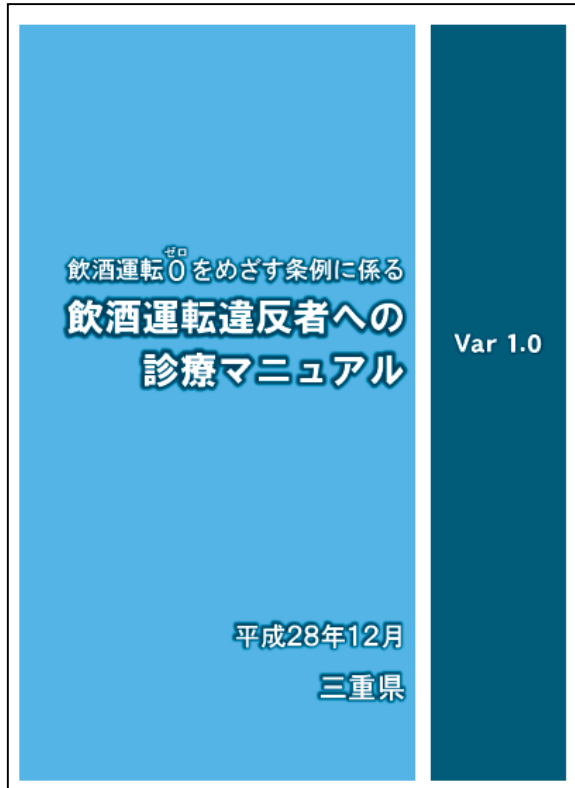
- ・診察に時間がかかる
- ・本人のみの受診で正確な診断ができない
- ・義務的受診であるため、治療の意思がなく、非協力的
- ・継続した治療や専門治療への紹介が必要



- ・質問事項や診断方法、説明方法などを統一してマニュアル化した
- ・インテークは医師だけでなく医療スタッフも実施可能
- ・スキルアップのため指定医療機関の会議や指定医の研修を充実する
- ・受診命令通知のなかに家族の同行を勧める文言を入れた
- ・本人が受診していることに意味があり、教育的機会になっている

今後さらに規範意識の定着に向けた教育機関等の取組が重要

(参考)



【課題への対策】

○「飲酒運転違反者への診療マニュアル」を整備

- ・診察のフローチャート
- ・診断と介入の手順
- ・各種診断補助のためのスケール等を収載



○関係機関と連携した啓発活動

- ・飲酒運転0をめざす啓発リレーイベント
- ・アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ

ご清聴ありがとうございました。

